



トップアンドコア通信

【2023年11月号】

全都道府県で「地域別最低賃金」が出揃いました。全国加重平均額は1,004円（昨年度961円）となり、初の1,000円越えとなりました。全国加重平均額が43円という大幅アップは、昭和53年の制度開始から初のことです。近年の物価高に対応するためにも賃金アップは必須であるところ、中小企業にとっては適正配分に頭を悩ませるところです。賃金の原資が決まっている中、従業員の評価制度や賃金設計を含めた人事制度の見直しに着手する企業も増えています。人材難の中、賃金の透明性は優秀な人材を確保するためにも重要な要素といえます。

■労働条件の明示事項が追加されます（2024年4月～）

「労働基準法施行規則」「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改正され、**2024年4月1日以降、新たな労働契約を締結する際と、有期労働契約の契約更新のタイミング**で、次の3つの事項を書面により明示（事前の希望がある場合は、電子的方法による明示も可）しなければなりません。**※更新の都度、無期転換権が発生する都度、明示が必要となる点、ご注意ください**

労働条件明示事項が追加されます。明示のタイミングにもご注意ください。		
対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) +更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること
	<u>無期転換ルール</u> に基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること

※対象が「すべての労働者」と「有期労働者」で追加される明示事項が異なる

※有期労働契約とは、契約期間に定めのある労働契約のことをいう

1回の契約期間の上限は、原則として3年（一定の場合は5年）

※無期転換ルールとは、同一の利用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期労働者（契約社員、アルバイトなど）からの申込みにより、無期労働契約に転換されるルールのこと

⇒有期労働者が利用者（企業）に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立

⇒無期転換権を行使しないことを表明している労働者であっても、明示義務はあり

※トラブル防止のため、制度改正以前から労働契約を結んでいる労働者についても、変更の範囲を明示することを、検討すること



■就業場所、業務に限定が無い場合の記載例

改正前は、「雇入れ直後のもの」のみの記載でOK

▶就業場所

(雇入れ直後) 仙台営業所	(変更の範囲) 会社の定める営業所
(雇入れ直後) 広島支店	(変更の範囲) 海外（イギリス・アメリカ・韓国の3か国）及び全国（東京、大阪、神戸、広島、高知、那覇）への配置転換あり
(雇入れ直後) 本店及び労働者の自宅*	(変更の範囲) 本店及び全ての支店、営業所、労働者の自宅での勤務
(雇入れ直後) 福岡事務所及び労働者の自宅*	(変更の範囲) 会社の定める場所(テレワークを行う場所を含む)

▶従事すべき業務

(雇入れ直後) 原料の調達に関する業務	(変更の範囲) 会社の定める業務
(雇入れ直後) 広告営業	(変更の範囲) 会社内での全ての業務
(雇入れ直後) 店舗における会計業務	(変更の範囲) 全ての業務への配置転換あり

※就業規則でテレワークについて規定されているなど、テレワークを行うことが想定されている場合は、就業場所としてテレワークを行う場所が含まれるように明示すること

※在籍出向を命じることがある場合、出向先での就業場所や業務が出向元の会社での限定の範囲を超える場合には、その旨を明示すること

※就業場所や業務を限定して採用した場合、限定した内容を記載しておく必要あり

※厚生労働省の「モデル労働条件通知書」に「就業規則を確認できる場所や方法」の欄が追加されているのは参考例であり、今回の改正による義務ではない



■社会保険加入時のマイナンバー記載が必須に！（2023年9月29日～）



「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」の改正により、「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号のどちらかを必ず記載することとなりました。これまでは、事務処理の迅速化の観点から「基礎年金番号通知書再交付申請書」を提出することで処理されていましたが、今後は、個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は返戻となります。



保険証が手元に届くのが遅くなると、従業員にとっても不都合が生じるため、マイナンバーを含めた個人情報を適正に収集・管理することが求められます。

短期在留の外国人や国外在住の人は、別途、本人確認の書類添付が必要となります。



社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL：03-3349-8370
 【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7F TEL：052-589-8753
 【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F TEL：092-273-0503
 E-mail：contact@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

